

# 建設委員会記録

開催日時 平成29年2月23日(木) 13:02~15:21

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長

田尻 匠 副委員長

井岡 正徳 委員

大国 正博 委員

清水 勉 委員

岩田 国夫 委員

太田 敦 委員

国中 憲治 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○乾委員長 それでは、ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○太田委員 3点質問させていただきます。

まず、第1点ですが、先ほど大和川流域における総合治水に関する条例の制定についてご説明をいただきました。私は過去にもこの問題で何度か質問させていただいているのですが、国や県、市町村が一体となって雨水を貯留する対策に取り組むことは重要だと思っております。しかし、現在、課題となっております流域対策に取り組む市町村は、増加しているのですけれども、全体として進捗率が低迷している。そして、浸水被害が発生して

いる上流側の市町村でこの進捗がおくれておりまして、上下流で一体となった取り組みが本当に必要だと思っております。

先ほどのご説明の中で、雨水貯留施設やため池治水利用施設、水田貯留施設の機能維持に関する条例について、施設の管理者の多くは市町村であるため、罰則や過料を科すものではないと意見として書かれておりますけれども、この条例ができることによって、本当に上下流一体となった対策が進むのかどうか、また、その仕組みや動機づけをきちっと明記する必要があるのではないかと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 太田委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど県土マネジメント部長から説明させていただきました総合治水の推進体制がまさにそこに当たると考えております。詳細についてはこれからどのようなスキームにするかも考えていく必要があるかと思いますが、太田委員ご指摘のように、上下流でばらつきがあるというようなことを踏まえて、こういう取り組みもこの中に入れさせていただいたということでございます。詳細については、ご意見をお伺いしながら今後検討していきたいと思っております。

○太田委員 この推進体制で進めていただくということですが、今回、あえて市町村に対しては過料や罰則を科すものではないと書かれています。この体制の中ではこれから検討ということですが、できなかつたら仕方がないということで現在に至っておりますから、ぜひ努力義務という仕組みをつくっていただきますように、これはまた予算委員会でも取り上げていきたいと思っておりますので、ぜひその点でもご検討をよろしくお願いいたします。

次に、裁判所跡地について幾つか質問させていただきたいと思っております。奈良公園の中にあります裁判所跡地ですが、県はいつ、幾らで、どのような目的でこの場所を購入されたのかについてお伺いをしたいと思います。

○上平奈良公園室長 裁判所跡地につきましては、平成17年7月1日に国からの申し入れによりまして4億200万円で購入しました。当該地は歴史的風土特別保存地区でありますので、所有者からの申し出があれば、基本的には古都法第11条によって賠償する必要が生じております。目的といいますか、活用に関してですが、買収後に奈良公園地区整備検討委員会を通じまして十分に時間をかけまして、多方面の方にも幅広く、有識者や文化庁の方もアドバイザーとして参加していただいて、深く議論をした結果、ここで発見された文化的価値の高い庭園遺構の復元と、宿泊施設の整備が奈良公園の価値を高め

る上で最も望ましいと結論づけたものでございます。以上です。

○太田委員 今回、庭園や飲食ができるスペースもと考えて、ここにホテルが建設されるということで、知事は高級ホテルとおっしゃっておりますけれども、これにつきましては何階建てを想定されているのか、また、部屋数や、1泊1人当たり幾らぐらいなのかといった点についてお伺いをしたいと思います。

○上平奈良公園室長 階数、部屋数、料金等につきましては、今、民間事業者の公募を進めている段階ですので、どのような提案が出てくるかによって変わってきます。今の段階では言うことはできません。ただ、奈良市風致地区条例の基準にのっとりまして、形状的にはどのようなホテルができるかといいますと、宿泊施設は高さ8メートル以下、そして建蔽率は20%以下、また、屋根につきましては切妻、寄棟、入母屋のいずれか、そして勾配につきましても10分の3から10分の7で、色や材料も範囲を指定されております。壁につきましても、色や表面の材料の範囲も指定されております。そのような建物が今の段階では建つという状況でございます。

○太田委員 この詳細につきまして、私が質問した何階建てで何部屋あってといったイメージパースも含めて、開示されるのはいつごろだと思っておけばよろしいでしょうか。

○上平奈良公園室長 提案書の受け付けにつきましては、3月2日、3日で受け付けをいたします。その後、優先交渉権を決める委員会に諮りまして、どれが一番よいかを決めまして、その後、基本協定を結んだ段階で一般に開示できるかと思っております。その時期としましては、3月下旬か4月の初めぐらいになると思っております。以上です。

○太田委員 今後の進め方についてでございますけれども、事業者による提案内容の公募ということで、これから優先交渉権者の決定、県の事業者による整備の内容の検討と、そこから文化庁に現状の変更許可と、その前段階で文化庁、検討委員会、検討部会の意見の反映ということが書かれております。地元の方も一体どんなものができるのかと、また、県民の皆さんも関心を持たれていると思うのですけれども、その点、広く県民の皆さんからの意見を、聞く場というのは県としてはどのようにお考えなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○上平奈良公園室長 先ほども申しましたけれども、3月下旬か4月上旬にはどのような形なのかというものが出せるかと思っております。ただ、そこで文化庁とも当然協議に入っていきますので、最終的に確定するのが4月末ぐらいにはなるかと思っております。

○太田委員 その中身がわかって、例えばパブリックコメントであるとか、地元説明会と

かはどのようにお考えでしょうか。

○上平奈良公園室長 パブリックコメント等につきましては現在考えておりません。ただ、地元に関しましては、例えば交通が危ないとかどうするのかという話も地元説明会のときには聞いておりますし、そういうことについては当然、この工事だけではなく、どの工事でも県としては安全対策を行っておりますので、それは当然説明をさせていただければと思っています。

○太田委員 特に知事からも、この中身につきましては公募案を開示して、この案でどうでしょうかということ委員会と並行して議論をしていただきたいと、広く地元の方の意見も踏まえて、広く判断をしていただくような進め方をしたいと述べておられます。ご承知のように、ここに関してはいろいろな心配の声や、正直、反対の声もありまして、2万8,000という署名も集まっております。ここは現在そのまま放置されているということでございますので、当然何らかの整備は必要だと思いますけれども、そこに高級ホテルというのがなじむのかどうか、これについては大変いろいろな意見がございます。

それと、ここに建てられる建築物ですが、応募されている方から「その外観や内装設備等については必ずしも和風の日本旅館を要求するものではないとありますが、この特記事項の趣旨をご享受ください」と書いてある質問に対し、「この事業実施条件を満たすのであれば、外観や内装設備等について和風の日本旅館以外の提案も可能という趣旨」ということでございますので、和風のものができるのか、洋風のものができるのか、洋風も現時点ではわからないし、洋風も可能だということでございます。やはりどういったものができるのかについて地元の皆さんが、周辺を、本当に大切にされて、そして景観も守ってきたという経緯もございますので、ぜひ私はこの具体的な中身がわかれば地元説明会なり、パブリックコメントなり、広く、知事もおっしゃっておられましたけれども、この案でどうなのかということ判断いただくような進め方が絶対に必要だということを申し上げておきます。

それから、3つ目でございます。大和高田市と現在進めておられるまちづくり連携協定の内容についてお伺いをしたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 大和高田市のまちづくりにつきましては、4地区を対象として包括協定を締結しております。そのうち、大和高田市では市役所の建てかえを含みますシビックコア周辺地区を最初に進めたいと考えておりまして、来年度中にはまちづくりの基本構想を策定するべく、学識経験者、各種団体、あるいは県も含みます関係機関から

構成されるまちづくり意見交換会を開催して、議論を進めているところでございます。今年度は昨年の11月と、ことしの1月に意見交換会を開催しておりまして、3月にも開催する予定をしております。それと並行しまして、大和高田市で市民ワークショップということで開催をしております、昨年の11月とことしの1月に開催をしました。今週末にも第3回が開催される予定だと聞いております。こういう形で、地元の住民の方の意見を集めながら、順次、結果をまちづくり意見交換会にフィードバックをして、よりよいまちづくりの基本構想が策定できるように取り組んでるところでございます。大和高田市ではこのシビックコア周辺地区を優先させたいということですので、ほかの地区につきましては、その後になろうかと思っております。以上でございます。

○太田委員 シビックコアのところを中心にお答えいただいたのですけれども、今この市役所の建替え問題と同時に議論になっておりますのは駅前周辺のオークタウンの建替えの問題でございます。ここでは実はいろいろ市議会でも議論がありまして、このオークタウンは今2階部分に広場がありまして、朝市が行われたりとか、いろんなイベントがされたりとか市民が休憩したり、交流したりとか、さまざまな目的で市民に活用されてきましたけれども、ここが建てかえられてしまいますと、新しい建物ができたときにこのようなスペースが確保されるのかどうか、これが一つ心配事としてあります。それから、もう一つは、近鉄大和高田駅からオークタウンに渡る歩道橋ですけれども、このオークタウン側のおり口が一旦この建てかえで壊されてしまうことになりまして、工事期間中は市が仮設の階段を設置することになっておりますけれども、建てかえた後、現在のような、階段やエレベーター、エスカレーターが確保されるのか、また、オークタウンが閉店になった後も利用することができるのか、こんな心配の声がありますけれども、この点は県としても何かかかわっておられますでしょうか。

○本村地域デザイン推進課長 今、太田委員からオークタウン周辺の話が出ましたけれども、先ほど申し上げた、大和高田市が優先して取り組むべき地区というのは市役所周辺のシビックコア周辺地区でございます、今、太田委員がおっしゃったところは、近鉄大和高田駅周辺地区で、ほかの3地区のうちの一つということで位置づけられておりますが、先ほど申し上げたとおり、大和高田市では、まだほかの3地区については構想の検討に向けた体制等の準備をしているところでございますので、まだ検討の着手に至っていないところでございます。県としましても、こういう状況でございますので、この協定スキームに基づいた連携、共同という形には至ってはいない状況でございますが、オークタウ

ンの建てかえにつきましては、大和高田市で事業者と協議をしていると聞いております。

先ほど駅からのデッキの話がございましたけれども、これが今、オークタウンのほうにかかっているという状況ですが、ここが封鎖、閉店になった後、どうなるのかということで、今、仮設階段の話もしていただきましたけれども、この仮設階段をつけるなどの調整も大和高田市が事業者と行っているところだと伺っております。県としましては、今現在はシビックコア周辺地区というところでの検討を大和高田市と共同で進めているところでございますが、今申し上げた駅周辺地区も含めたほかの3地区についても早期に基本構想の検討に入れるように大和高田市に働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

○太田委員 この駅前周辺の整備というのは、市役所の建てかえと同様、非常に大和高田市にとりましても重要な地域でございます。この利便性あるいはこの周辺のにぎわいをどう創出していくのかは、大和高田市だけではなく、県も積極的にかかわって、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思います。以上でございます。

○清水委員 何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目、京奈和自転車道についてお伺いしたいのですが、今年度ようやく予算が4億2,000万円余り計上されております。総延長75キロメートルにおいて、この75キロメートルの総事業費額の見込みを教えてくださいと思います。

○木村道路環境課長 京奈和自転車道の総事業費につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目標といたしまして、延長約30キロメートルの連続した、自動車交通と分離された自転車走行空間の確保を図るとともに、県内延長約75キロメートルにおきまして、京奈和自転車道としての案内表示など、統一的な空間演出を連続的に図るため、概算ではございますが、約20億円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

○清水委員 その延長の中で、ほとんどが河川の管理用道路であろうかと思うのですが、恐らく市町道として認定をされていると思います。それぞれの市町道の各延長というのは市町ごとにわかる範囲で教えてくださいと思います。

○木村道路環境課長 この全体延長75キロメートルにおきます市町道の延長でございますけれども、6つの市、町がございます。奈良市、大和高田市、葛城市、御所市、大淀町、五條市でございます。その一部の区間で、その延長の合計ですけれども、約15キロメートルとなっております。その中で、それぞれの延長は、奈良市が約3キロメートル、大和高田市が約2キロメートル、葛城市が約1キロメートル、御所市が約2キロメートル

弱で、大淀町が約6キロメートル、五條市が約2キロメートルといったような内訳になってございます。以上でございます。

○清水委員 今回整備される工事の概要によっても異なると思うのですが、サインの設置だけであればそんなには問題はないのかと思うのですが、例えば市町道を当然市町が管理をされるわけですから、それらの道路に対して改良が必要である、もしくは道路面に自転車道の標示をすると、そういう費用を含めて恐らくこの総事業費20億円というのが上がっていると思うのですが、これらの最初のイニシャルコストについては奈良県が投資をされる。その後の管理については恐らく市町にお任せになるのか、その辺の協定の中身というのは今後だと思っておりますが、基本的な考え方をお教えいただきたいと思っております。

○木村道路環境課長 京奈和自転車道の市町道の将来の管理についての方針ということでご質問がありました。

今ご説明させていただきました市町道につきましては約15キロメートルでございます。この市町道におきます整備の内容ですけれども、路面標示や案内サインの設置ということで、今、清水委員がお述べになりましたように県が設置するというところで、市、町との協議を進めているところでございます。

一方、将来の管理についてでございますけれども、市、町との協議を進めているところでございまして、管理につきましては、将来的な修繕でありますとか事故発生時の対応といったところが課題となっていたところでございます。現在は、そういった課題につきまして道路管理者である市、町とも協議を重ねまして、おおむね了解をいただいたところでございます。そういった意味では、特に現時点では大きな課題はないと認識してるところでございます。以上でございます。

○清水委員 それぞれの市、町によって受贈される資産の中身が違うので何とも申しようがないのですが、例えば大きなものを受贈された市、町においては、将来、公会計に基づいて減価償却をしないといけない。それらを今度、復元をしていかないといけないという作業が生じるわけですから、市、町にとっては逆に負担になることもあろうかと思っておりますので、きちんと協議をしていただきたいと、まず思います。

それと、もう1点、この自転車道についてですが、前回も問いましたけれども、この自転車道整備によってどれぐらいの便益が生じるのかということについて前回もはっきりとした答えをいただけていない現状であります。普通、物をつくるに当たって便益がわから

ないというのは許されない。昨日も言いましたけれども、イベントをやるのに便益がわからないが、これだけお金を突っ込みますというのはあまりにも乱暴なので、この便益に対してどういう要素を求めるのかということはきっちりと答える義務があると思います。なおかつ総事業費20億円ですから、20億円を投資して、20億円以上のゲインがなければ、基本的にはB/C 1.0を切ってしまう。そんな事業は許されないということですので、その基本的な内容を、現在わかる範囲でも構いませんし、これは数年かけてやる事業でもありますので、きちんとした便益計算をする意図、それと時期を明らかにしていただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○木村道路環境課長 京奈和自転車道の費用便益に関する考え方、取り組みについてのご質問がございました。

自転車道の整備に係ります費用便益等につきましては、自動車を対象とした便益計算のような手法が確立していないという状況でございます。こういった状況の中で、これまでに経験のない、新たな取り組みといたしまして、京奈和自転車道の整備により得られる便益をどのように考えるべきなのかについて、現在、検討を進めているところでございます。具体的には通勤、通学、買い物など生活向上便益、また、移動経路の転換によります事故減少便益、レジャーやレクリエーションによります健康増進の便益や、自転車を活用した観光レジャーによります消費の活性化などが考えられるところでございます。これら便益につきましては、どのような測定方法が適切なのかなど、詳細に分析することが大変重要だと考えてございます。京奈和自転車道の便益算定に当たりましては、さらに分析、研究が必要であると認識してるところでございます。このような状況を踏まえまして、今後も引き続き京奈和自転車道の便益算定に最も適した手法を確立していくために調査研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○清水委員 調査研究はいいのですが、いつまでにするのか、物ができてからしても意味がないわけですので、希望的に言いますけれども、平成29年度で4億2,000万円の予算をつけているわけですから、遅くとも工事の発注までに便益計算の手法を確立することを意見として申し上げておきます。

この自転車道ですが、そのような中で現実問題、奈良県内で自転車を利用されてる方、もしくはスポーツ等々で利用されている方というのは実数としてどの程度あるのか、教えてくださいいただけますか。



○木村道路環境課長 今の自転車の利用の人数等のデータでございますけれども、実際に調査をしたデータがございませんので、今お示しすることができない状況でございます。以上でございます。

○清水委員 ぜひとも便益計算とともに積極的に調査をしていただきたいと思います。

次に、今年度、流域下水の中で不明水調査が上げられていると思います。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の162ページです。市町村が実施する流域下水道の負荷軽減等に資する事業に対する市町村側への補助です。不明水をきっちりなくさない処理場に対する負荷が幾らでもかかっていきますので、実際、雨天時に対してどんな方法で、市町村に任すのか、それぞれ県が主体的に各市町村ごとの流量確認を流量計ですのか、その手法についてもお答えをいただきたいと思います。

○小西下水道課長 今、清水委員から不明水対策についてのご質問がございました。

不明水といいますのは、污水管に雨水や地下水等が流入することを言います。この不明水対策に関しましては、過去から市町村で不明水が多いと把握できる地域、例えば古い住宅地開発や下水道管を設置してから30年以上経過した老朽化が懸念される箇所におきまして、管渠内のカメラ調査を行いまして、その対策を実施してまいりました。

この不明水対策を推進するため、平成27年10月には学識経験者、それと市町村の代表及び県におきまして、雨天時浸入水検討委員会を設置いたしました。これで市町村と協力し、不明水対策の検討体制を構築したところでございます。平成28年度にはこの検討委員会を継続して開催しておりまして、不明水削減に向けた取り組みについて議論を行っております。市町村の対策を支援するために、今年度は、県が不明水の多いエリア、発生源を絞り込む調査を実施しております。具体的に言いますと、大和川上流流域下水道の第1、第2処理区、これは大和平野に匹敵する広い区域でございますけれども、過去3年間の下水道流量データ、各幹線ごとに幾つか流量計がございまして、それと気象データを用いまして、不明水の発生源エリアを絞り込むための調査分析を県が実施しております。来年度以降、この絞り込まれたエリアの詳細調査や対策を市町村が実施していくこととしております。また、先ほどありました、平成27年度から流域下水道負荷軽減等推進事業といたしまして、市町村が不明水対策の調査に要する経費の2分の1を県が補助しているところでございます。以上でございます。

○清水委員 大体の概要はわかりました。

そんな中で一つ、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の162ページに流

域下水道の維持管理についての一覧表がついております。処理場別に大和川上流で第1浄化、第2浄化それぞれの流入量、その下に管理費があるわけですが、この表の見方として、管理費を流入下水量で割れば処理原価が出るということによろしいですか。

○小西下水道課長 基本的にはこの管理費の中に汚水、汚泥の処理費がございますので、端的にはそういうことかと思えます。

○清水委員 それを割っていきますと、大和川上流第1浄化と第2浄化を足したものについては、基本的な処理原価が40.01円、宇陀川浄化が121.71円、吉野川浄化が91.71円になります。今、各市町村から一般排水に対して維持管理負担金はたしか1立方メートル当たり54円ですから、54円を切っているのは第1浄化、第2浄化の40.01円しかないわけです。ということは、宇陀川浄化、吉野川浄化については県の流域の維持管理負担金を、これは原因者負担という観点からいくと、第1浄化、第2浄化の維持管理負担金で補填をしているという形で構わないわけですか。

○小西下水道課長 大和川第1、第2、と宇陀川につきましては、これをまとめて大和川・宇陀川流域下水道としております。その中で第1、第2の負担に比べまして宇陀川が高いというところでございますけれども、第1、第2、宇陀川でまとめた形で計算をしております。吉野川は流域が別ということで、吉野川については個々に精算をしている状況でございます。

○清水委員 これは流域下水道協議会がありますので、県議会としてどうのこうのという立場ではないのかもしれませんが、先ほどの不明水対策も含めて受益者負担の原則から考えると受益者負担の原則を逸脱しているかもしれないという懸念があると私自身は感じております。

もう1点、先ほどの不明水の話を書きますと、各市町によって不明水の多いところ、少ないところがあれば、少ないところは維持管理負担金に対して過払いになるかもしれない、多いところは多く流入してるわけですから、それに対する受益の部分はどう検討するのが非常にシビアな数字になるという懸念もございますので、ぜひとも今回の負担軽減策の中において、将来的なことも含めて、どういう方向が一番望ましいのか、その負担軽減に対する中身の公平性も含めてご検討をいただきたいと思っております。この件については以上です。

もう1点、先ほど大和川流域の総合治水対策の話がございまして、開発事業者に対しての3,000平方メートルから1,000平方メートルにということですが、その基本的

な考え方をもう一度整理をしたいと思うのですが、3,000平方メートルに対して貯留するもの、1,000平方メートルに対して貯留するもの、当然のことながら、その施設はどこからどこまでなのか。例えば貯留する池、そして放流先の水路、それらも含むのかどうかについて、お答えをいただきたいと思います。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 例えば都市計画法に基づく開発であれば、その開発区域です。

○清水委員 ということは、開発区域の中に隣接して、もし水路がない場合、その水路は誰がつくるんですか。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 今、清水委員のおっしゃった水路というのは、流出する水路ですか。

○清水委員 はい、そうです。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 極端なことを言いますと、川まで水路がないということであれば、開発者の方につくっていただかないといけないと思います。

○清水委員 開発事業者の負担という確認でよろしいですね。原則的には多分そうだと思うのですが、市町村の指導の内容もいろいろあるかと思いますがけれどもまったくないところに開発は起きないのではないかといいるところも当然あると思います。普通であれば進入の道路がありますから、道路に対して側溝もついているというところが常識ですけれども、ただ、近隣に例えば田んぼしかないとか、放流先の水路がなくて計算のしようもないというようなこともあろうかと思しますので、基本的には開発者の原因者負担という考えで間違いありません。

はい、結構です。ありがとうございました。

○大國委員 3点ほど質問させていただきます。

最初に、先ほど金剛まちづくり推進局長から平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業について説明がございました。これまで繰り返し本会議でも取り上げさせていただいている課題でございますけれども、昨年9月議会では知事から、大和西大寺駅の2層化等を一つの案として考えたいというお話がございましたし、また、一昨年12月議会では、知事みずから近畿日本鉄道株式会社と、いろいろ協議したいというご決意も聞かせていただいたところであります。そんな中、1月中旬ぐらいでございましたけれども、この平城宮跡周辺街路渋滞対策検討につきましての報道が相次いで、地元の住民あるいは多くの皆さんから、ようやく動きそうだというような感想も聞かせていただいて、繰り返し

地域の方からもどうなるのですかと、もう次のお話を尋ねられる場面もあるのですけれども、ある報道では、近鉄線の移設を視野に入れた鉄道の路線計画や鉄道移設に伴う道路交通、河川への影響などを検討し、大和西大寺駅周辺で近鉄線の踏切除去を前提とした路線計画を3案作成するということが書かれた記事もございました。また、近畿日本鉄道株式会社に今後のあり方の検討を働きかけるという知事のコメントも紹介されているところでございます。

そこで現在の検討状況並びに今後の取り組みについて、1点目お尋ねをさせていただきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま大国委員から平城宮跡周辺の渋滞対策の近鉄移設ということでご質問をいただきましたが、この検討につきましては、県で、この地区の渋滞問題を抜本的に解消することを目的に、大和西大寺駅の立体化と、それに近接します平城宮跡内の近鉄線の移設を一体的に検討しているところでございます。過去の知事の答弁にもあったように、ともに大変難しい問題でございます。これまでもさまざま検討してきておりますし、近畿日本鉄道株式会社からも鉄道技術に関する専門的な助言をいただきながら、いろんな課題を検討してきたところでございます。駅を高架化とか地下化をする場合に、当然その先の鉄道の線形とか、あるいは駅の構造をどうするかといった問題がございますし、線路自体を高架化した場合は景観の問題が出てきますし、騒音の問題もでございます。それから地下化した場合の地下水の変動についても検討しなければいけないということでやってきたところでございます。それから、駅のすぐ南に大きな車両基地がございまして、この存在が鉄道の交差の線形であるとか駅の構造を大変複雑にしているところでございまして、技術的に大きな課題でございます。この基地自体をどうするかで、ほかの場所に移すのか、あるいは移すのであれば全機能に移すのか、あるいは一部の機能に移すのかということを考えなければならないですし、鉄道の線形や駅の構造等がそれに伴ってどうなるかを課題として検討してきたところでございます。

このような形でさまざま課題がございまして、現段階では解決策がなかなか見出せていない状況でございますが、少しでも検討を前に進めるということで、現在は、大宮通り付近に移設をするということの一つのケースとして具体的な課題の抽出を行っている状況でございます。

今後でございますけれども、移設した場合に、周辺の交通にどのような影響を与えるかであるとか、どのようなルートがあるのかといったことも検討しておりますが、来年度につ

きましては、この鉄道移設によって、先ほど申し上げた地下水や景観といったものにどんな影響が出るのかといった残されている課題についても検討していきたいと考えております。あわせて、移設に伴いまして沿線地域でどういうまちづくりをしていくかという検討を行い、大宮通り付近に移設するケースについて課題整理を行ってまいりたいと考えております。県としましては、今後とも早期に成案が得られるように引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えています。まず、県としての案を整理すべく進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。

知事もおっしゃっているように、長年の本当に目指してこられた大きな取り組みかと思っております。難しいということだけではなく、何とかしようという部分が表面化してきているということで非常にありがたく思いますし、評価をさせていただきます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。いつまでに案ができるのだと言っても難しいかわかりませんが、早期にというお話がございましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと同時に、少し関連をいたしますけれども、1月27日に国土交通省は、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について国土交通大臣の第2弾の指定が発表をされてございます。県内におきましては、13カ所の指定地域が発表になりました。半分ぐらいが大和西大寺駅周辺の踏切でございまして、県の取り組みの報道の後に、国土交通省からこういう発表がございました。これまで国土交通省は各踏切等のカルテ等も公表されて、これはどうすべきかという検討をされてきたところでございます。踏切の安全通行カルテというものもインターネットでも見られるようになってございまして、例えば大和西大寺駅のちょうど西側にございます第8号踏切、いわゆるあかすの踏切でございまして、ここはピーク時の遮断時間が52分ということであつたり、また、歩行者のボトルネックの踏切であるということであつたり、それぞれの状況が明記されてございます。こういったものをベースに、この国土交通省の発表された文章によりますと、この改正法の趣旨を踏まえて、立体交差化や拡幅等だけではなく、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情に合わせた改良計画の検討がなされることになりまして書いてあるのですけれども、どのように進めていかれるのか、県はどのような立場で、この国土交通省の大臣が指定された、大和西大寺駅周辺を含めた13カ所の取り組みをされるのか、2点目お尋ねしたいと思ひます。

○本村地域デザイン推進課長 ただいま踏切の指定に関連するご質問がございました。

今おっしゃっていただいたとおり、法律に基づきまして課題のある踏切を国が指定するというございます。この指定があった踏切につきましては、鉄道事業者や道路の管理者に対して改良する義務が発生するというスキームになってございます。国では、ことしの1月で全国で500カ所以上の踏切を追加指定したという中で、県内13カ所ございましたが、おっしゃっていただいたとおり、大和西大寺駅の周辺の踏切も数カ所含まれているところございます。国でも、今後も課題のある踏切について順次指定していくと伺っておりますが、県では、先ほどのご質問でもあったような大和西大寺駅周辺の渋滞対策ということで従前から検討を進めてきたところございます。これは抜本的な渋滞対策ございまして、今回の国の指定も踏まえまして、今後とも早期に成案が得られるように引き続き取り組んでまいるところございます。

それから、いろいろな対策の方法があるというお話もありました。指定されている理由にもよってくると思ひます。あかづの踏切であれば遮断時間になりますので、立体交差がその解消法になるかと思ひますが、課題の内容に応じて対処法を考えていく必要があると思ひていひます。先ほどご紹介があったあやめ池8号踏切につきましても、ここはたしか道路管理者が奈良市だったと思ひますが、市や鉄道事業者と今後、連携しながらこの辺の対策を考えていく必要があるかと思ひていひます。以上ございます。

○大国委員 特に、先ほどのご質問も関連をいたしますけれども、大きく動いた一つの要因は、平城宮跡が国営公園化されることが一つ大きなきっかけになったのかと感じてございまして、やはり国とも連携をとりながら、国もしっかりとバックアップをしてもらいたいと思ひます。そういう意味では、国へ積極的な協力を要望していただければと思ひますし、私どももしっかりしてまいりたいと思ひてございます。国営公園化がされて、多くの皆さんがお越しになる。当然いろんな国関係の方々も利用されることとなるし、また、国民の皆さんも来られる公園になるということございますので、そういったことも含めて国への要望もよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、先ほど新奈良総合医療センター関連の道路整備事業等についても少し説明がございました。平成29年度内に病院が完成をして、来年春ぐらいに開院予定というスケジュールで進んでございますけれども、関連して道路が整備されていひます。新設の道路もあれば、先ほど説明のありました計画も進むわけございます。そのような中で、当然、道路ができますと道路照明が要ることになりますし、また、安全対策のための信号機の設

置等も考えられるわけでございます。

そのような中で、一つ、提案でございますけれども、道路照明をつけると。その道路照明と信号機が別についているということではなくて、JR奈良駅を少し南に行きますと、木津横田線の銀行の交差点のところに照明と信号が一緒になっているところもあると紹介していただきましたけれども、支柱が1本で済むということも県は現実に行われてございます。支柱が1本になりますと、経済的に非常に安く済むことと、ドライバー等の視野が良好になるということからも非常にいいのではないかと思います。加えて言うならば、ここは所管が違いますけれども、信号機の設置の予算がありますけれども、もう年間、何基というのが大体決まっているのですよね。だけれども、県民から数多くの要望を私たちも聞いておりますけれども、信号機を設置してほしいというところがたくさんございます。限られた予算の中で信号機が設置されているという側面もあります。できたらこういった土木と、警察とが連携をしてできるだけ安く済むことができれば、もう一つぐらい信号機がつかないかということを含めて、研究しております。大体、通常の信号機は1基700万円ぐらいだそうで、私が調べると、大体1本の支柱に照明と信号をつけると1割ぐらいは安くなるのではないかとということでした。設計等を含めるともう少し安く済むということになりますと、1基でも多くつけば、県民の願いもかなうのではないかと考えております。そのことにつきまして、何かお考え等がございましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 大国委員から道路の照明と、信号機を一緒にしたらどうかというご提案でございました。

ただいま新しく県で整備します新奈良県総合医療センターへのアクセス道路ということで、新規の道路である石木城線を整備しているところでございます。この道路については、県道枚方大和郡山線であるとか、そのほかにも住宅地の生活道路と交差をすることもございまして、事業者が行う安全対策としましては、交差点付近での視認性を向上させることや、あるいは車両などを円滑に交通処理させるために、照明等の設置や、交差点、交差道路の拡幅工事などをあわせて行っているところでございます。あわせまして、当然ながら信号機設置による安全対策で、我々、事業者側からも所轄の警察署に対して要望をさせていただいてるところでございます。これまでも、木津横田線などで信号機と道路附属物を一体的に整備している箇所も実際にございまして、照明柱などに信号機を添加することが可能な場合は、建設費の縮減だけでなく、いろいろなメリット、先ほどもおっしゃっていただいた景観の問題であるとか視認性の問題もそうでございますし、あるいは歩道空間の

確保といった安全対策にもつながるといった効果があると思っております。

こうしたことから、石木城線におきましても、我々事業者から所轄の警察署に対しまして、信号機設置の要望とあわせまして照明柱の位置も含んだ道路計画を説明した上で、コスト縮減に向けた提案を実際にさせていただいてるところでございます。今後も引き続きこうしたアプローチを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○大国委員 ありがとうございます。ぜひとも、限られた予算の中でございますし、今、答弁にありましたように、いろいろな意味で効果があると言われてございます。こういった取り組みが全県的に広がるように、また、新設だけではなくて、ポール、支柱の老朽化等の更新も含めて、より効果的な取り組みを要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○岩田委員 1点ほど、要望を兼ねて質問です。予算書を、この間見せてもらって落胆しているのですけれども、県単独事業はことしも6.0%で3億3,000万円ほど減額になっています。昨年も、委員会でも言いましたが、やはり住民の安心・安全という話からしますと、今、鬼怒川ではないのですけれども、集中豪雨が、局地的に降ったりする中で、堆積土砂を取っていただきたいという声が多いわけです。私も18年目になって、17年、建設委員会に入らせてもらっているわけですが、この県単独事業が、だんだん下がっています。それで県土マネジメント部長に言いますと、できるだけ県単独事業を減らして公共でもらえるようにしているとか、そんな言いわけをよく聞きますけれども、実際、本当に清水委員の言われる費用対効果やいろいろなイベントもそれなりに大事ですけど、やはり実際どこへ重きを置いているのか。住民の安全・安心から考えたら、県土マネジメントのこの県単独事業の数字がこのように毎年下がっていくというのは、財政との折衝のところ、県土マネジメント部長は、どのぐらい強く言っておられるのか。これは私から言えば、すぐに6月の補正でも組んでしてもらわないといけないような状態です。この間も、この予算であつたら、土木部事務所などは生活道路の舗装の悪いところ、そういうことからしても、本当に身動きがとれないような状態であると聞きました。その辺は県土マネジメント部長は、どのように折衝されているのか。しょうがないですと言われていたのか。県土マネジメント部長もそう思っておられると思いますけれども、理事者も実際どこへ着眼しておられるのかと、そんな思いがしますが、一言どうぞ。

○加藤県土マネジメント部長 県単独事業の確保につきましては、かねてからご指摘をいただいているところでございます。県土マネジメント部の予算要求に当たっては、とにか



くしっかりと要求をさせていただいているところでございますけれども、県の一般財源についても限りがあるということで、補助事業関係を確保する上で何ともいたし方ない、泣く泣く苦渋の思いでの予算案ということでございます。しかしながら、舗装の補修あるいは河川における堆積土砂の撤去、除草については極力、前年度を下回らないようにという努力を重ねているところでございます。どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○岩田委員 今もうこうしてできてきている予算案を即上げるということもできないと思っておりますけれども、補正でもするつもりでやっていただきたい。県土マネジメント部長も知事にはよく話が通るようにも聞いていますので、十分、頑張ってくださいと思います。要望しておきます。

○川口（正）委員 亀の瀬をはじめとする大和川流域の課題はもう長年、私も県議会議員になる以前から主要な奈良県政の課題として取り上げられています。そういう意味で今日もなお続いているということは、それだけ課題が重過ぎるということだと思っております、真剣に取り組まなければいけません。真剣な姿を体制的につくらなければいけない。この資料、この案ね、正直に報告なさったのだと私は思うけれども、総合治水対策推進委員会の開催で、委員が8名中4名欠席というような、体制で協議をなされておいて、真剣に取り組む内容になっているのかと、私は文句を言いたい。一体どんな人が委員になってるんでしょうか。いろいろあるだろうけれども、全員出席して、いろいろ県の提議に対してコメントをくださいというコミュニケーション、そういう積極姿勢はこの方法ではうかがえるのだろうかということを私は申し上げたいのですが、これについて、県土マネジメント部長、どう思いますか。報告したらいいのだと、ここに書いています。開催要旨、条例案、罰則規定等々にかかわって県の考え方を示すとともに、危険区域工事を示し、各委員の意見を伺いましたと。大体会議というのは過半数が、少なくとも出席しないと行けない。決議をする会議ではありませんでしたなんて、言えばそれまでかもしれませんが。半分しか出席していないような会議は、もう一遍やり直すぐらいの、とりあえずやればいいのかと、体裁、形式だけではいけないと思っております。設置意義がこれであるのかどうかを伺いたいわけです。どんな人が来られるのですか、属職で選んでいるのですか、それとも、依頼をして大学の教授だとか、そういう、専門家を依頼している会議ですか、その辺の内容を、一度聞かせてください。

○平岡河川政策官（河川課長事務取扱） 済みません。今8名と書いてまして4名欠席と書いてます。実は12名のうち4名欠席です。

治水の専門家、農業、森林、水循環、まちづくり、土地利用、法律、それと行政の代表者の方々、全員で12名でございます。

出席が8名でございます。申しわけありません。

○乾委員長 その辺きちんとやっていただきますように。それとまた、課長、部長におきましては、岩田委員の要望について、よろしく願いしておきます。

ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会、定例会中の3月7日火曜日の本会議終了後、再度開催させていただきます。あらかじめご了承願います。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。ありがとうございます。